

株式についてのご案内

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月

配当金受領株主確定日

期末配当金 3月31日／中間配当金 9月30日

基準日

定時株主総会の議決権 3月31日
その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日

公告掲載方法

電子公告により行います。
公告掲載URL <http://www.senshuikeda-hd.co.jp/>
(ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、産業経済新聞に掲載して行います。)

単元株式数

100株

株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先

T541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777 (通話料無料)

上場証券取引所

東京証券取引所

〈各種お手続きについて〉

●配当金の口座振込に関するお受取りのご案内

配当金のお受取りにつきましては、都度ゆうちょ銀行・郵便局の窓口へお運びいただく必要のない口座振込をご活用ください。

お手続きにつきましては、お取引の証券会社窓口までお申出ください。特別口座(※)で株式をご所有いただいている株主さまは、三菱UFJ信託銀行へお申出ください。

●単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内

当社の単元未満株式(1~99株)は、

①当社に対して、市場価格による**買取を請求**することができます。

②当社に対して、単元株式(100株)に不足する株式数の市場価格による**買増を請求**し、ご所有の単元未満株式と合わせて、100株にすることができます。

(※)特別口座とは、平成21年1月5日の株券電子化実施までに証券会社等を通じて証券保管振替機構(ほふり)に預託されなかった株式につきましては、当社が株主さまのご名義で株主名簿管理人である上記の三菱UFJ信託銀行に開設している口座です。

●株主さまのお手続きに関するご案内

①株主さまの住所変更、配当金振込指定、単元未満株式の買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、証券会社等にお問い合わせください。

②特別口座に記録されている株式に関する各種お手続きにつきましては、上記三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。また、特別口座に関するお手順用紙のご請求は、次の三菱UFJ信託銀行の電話及びインターネットでも24時間承っております。

○電話(通話料無料) 0120-684-479(大阪)／0120-244-479(東京)

○インターネットホームページ <http://www.tr.mufj.jp/daikou/>

●未受領の配当金について

未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行全国本支店でお支払いいたします。



池田泉州ホールディングス

大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 TEL.(06)4802-0181
<http://www.senshuikeda-hd.co.jp/>



池田泉州銀行

大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 TEL.(06)6375-1005
<http://www.sindh-bk.jp/>



池田泉州TT証券

大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 TEL.(06)6485-0031
<http://www.sittsec.co.jp/>



本誌の印刷には、環境に配慮した
植物油インキを使用しています。



公式フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/sindhbk>